

「第三回事業再構築補助金の公募開始について」

事業再構築補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、「事業再編」という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

第三回事業再構築補助金が7月30日より公募開始となり、申請の締切は9月21日までとなります。また申請はgBizIDプライムを取得し電子申請を行う必要があります。

「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、「事業再編」を検討している事業者は申請をご検討ください。

●必須申請要件

1	(a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して5%以上減少していること
2	事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、いったいとなって事業再構築に取り組む
3	補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成

●補助金額

・中小企業

【通常枠】補助金：100万円～従業員数に応じて8,000万円

補助率：2/3(6,000万円超は1/2)

【卒業枠】補助額：6,000万円超～1億円

補助率：2/3

・中堅企業

【通常枠】補助金：100万円～従業員数に応じて8,000万円

補助率：1/2(4,000万円超は1/3)

【グローバルV字回復枠】補助金：8,000万円超～1億円

補助率：1/2

●補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工・設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）

※補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入は補助対象外です。

●申請期限

令和3年9月21日（火）18：00

●お問い合わせ先

事業再構築補助金事務局コールセンター 9：00～18：00（日祝日を除く）

〈ナビダイヤル〉0570-012-088 〈IP電話用〉03-4216-4080

●参考資料

・事業再構築補助金ホームページ

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>